

第七十三回  
帝國議會 貴族院

# 重要鑛物増產法案特別委員會議事速記録第四號

昭和十三年三月十二日(土曜日)午前十時  
二十三分開會

○委員長(伯爵副島道正君) ソレデハ是ヨリ開會致シマス、昨日散會ノ前ニ今日カラ石油資源開發法ニ付テ説明ナリ御質問ヲ願フト云フコトヲ申上ゲマシタケレドモ、尙日本產金振興株式會社法案ニ付キマシテ、大西君カラ御質問ガアルサウデゴザイマスカラ、サウ云フ風ニ致シタイト思ヒマス

○大西虎之介君 此ノ法案ニ付キマシテ二三點御伺ヒ致シテ見タイト存ジマス、劈頭ニ昨日政府委員ノ御答辯ノ中ニ此ノ會社ガ成立致シマシタ曉ニハ、製鍊所ヲ約十箇所バカリ御設ケニナルト云フ御話デゴザイマシタガ、之ヲ朝鮮ト内地トヘドウ云フ風ニ御振合ニナルノデゴザイマセウカ、若シ御決定ニナッテ居リマスナラバ承知致シタイト思ヒマス、尙製鍊所ヲ御設ケニナリマスト同時ニ現在乾式製鍊ヲヤッテ居リマスル大會社ハ皆買鑛所ヲ持ツテ居リマスガ、買鑛所ト云フヤウナモノヲ各所ニ御設ケニナル御意思ガオアリニナルデゴザイマセウカ、是ガ御分リニナッテ居リマスナラバ、序デニ御知セヲ願ヒタイト思ヒマス

○政府委員(小金義照君) 此ノ日本產金振興株式會社ノ設立セムトスル製鍊所ハ只今ノ所内地ダケラ豫定致シテ居リマス、朝鮮其ノ他外地ノ方へ考ヘテ居リマセヌガ、必要ガアレバ、又計畫トシテ加ヘルノハ差支ナイト存ジテ居リマス、唯現在ノ豫定デハ内地ノミヲ豫定ノ中ニ入レテ居ル次第デアリマス、而シテ此ノ大體十箇所ヲ設置スルト云フ豫定ヲ如何ナル地方ニ如何ナル製鍊所ヲ設ケルカト云フヤウナ目安ハ付ケテ居ルノデアリマスケレドモ、端的ニ申シマスト、北海道地方ニ幾ツ、或ハ東北地方ニ幾ツ、西部地方ニ幾ツト云フヤウナコトモ大體考ヘテ居リマスガ、只今ノ所ドウ云フ地帶ヲ見テト云フコトハ申上ゲル時期ニ達シテ居リマセヌ、早クサウ云フコトヲ豫定シテ發表致シマスト弊害モ伴ヒマスノデソレ此ノ會社ガ設立スル製鍊所關係ト申シマスカ、附屬ト申シマスカ、其ノ買鑛所ノヤウナモノハ只今ノ所大規模ニ設ケヨウト云フコトハ豫想致シテ居リマセヌ、ソレハ此ノ大會社ノ目的ガ大體貿賣處理ニアリマスノデ、買鑛所ヲ各所ニ設ケテ相當ナル運賃ヲ

拂ツテモ引合フヤウニ鑛石ヲ製鍊スルコトヲ主眼ト致シマセヌノデ、從ツテ買鑛制度ト申シマスカ、買鑛ノ網ヲ張ルコトハ餘リ考ヘテ居ラヌ計畫デシテ居ル譯デアリマス、大西虎之介君 御説明ハ了承致シマシタ居リマス、現在デモ此ノ中小鑛業者ガ金ノ買方ニ對シテ信賴ヲスルト云フコトガ増産ニ重大ナ關係ガアルト思ヒマスノデ、若マシテ、之ヲ賣リマスル中小鑛業者側カラ申シマスナラバ、其ノ品質ヲ常ニ胡麻化シテ居ル、胡麻化スト云フ言葉ハ適切ヲ缺ク甚ダ不利益ナ買方ヲナサレテ居ル、是ハ御承知ノ通リ此ノ點ニ付キマシテハ昨日モ政府委員ノ御答辯ノ中ニモ此ノ一端ニ觸レラレマシタガ、浮遊選鑛ヲヤッテ居ラレマス者ハマダ極ク少數デアリマシテ、其ノ賣鑛者ノ數カラ申シマスナラバ手選鑛ノミニ賴ヅテ不公正ナ買方ヲスルト云フコトヲオヤリ鑑ミマシテ、公正ナ買入レガ行ハレルノデヤナイカト私ハ考ヘルノデアリマスガ、是モ必ズシモ大會社ノ首腦部ガ、サウ云フ

ニナッテ居ルトハ、私ハ考ヘナイノデアリマスガ、買鑛所ノ主任程度ノ者ハ身分ガ極ク低イ者ガ常ニ當ツテ居リマスノデ、自己ノ扱ツテ居マス營業成績、或ヘ又ソレニ依ツテハ一人上ノ榮達ヲ圖ルト云フ觀念カラ、相當ニ此ノ國家ノ重大ナル目的ト致シテ居リマス增産ニ反スル行爲ガアルト考ヘルノデア

リマス、之ヲ御利用ニナルコトガ、此ノ際  
トシテハ非常ニ必要ナノヂヤナイカト私ハ  
考ヘルノデアリマス、之ニ對シテツ御意  
見ヲ承リタイト思ヒマス、尙ツツ此ノ方法ノ  
ミニ依ラズ、今日迄大藏省ノ銀行局ニ検査  
官ガ設ケラレテ居リマスガ、大體之ト同様  
ナ制度ヲ置カレマシテ、鑛山局内ニ検査官  
ト云フモノヲ御設ケニナリマシテ、其ノ檢  
査官ガ隨時隨所ニ出張致シマシテ、買入レ  
テ云フモノヲ御設ケニナリマシテ、其ノ檢  
査官ガ隨時隨所ニ出張致シマシテ、買入レ  
テ居リマスル鑛石ニ付キマシテ分析試験ヲ  
更メテヤリマシテ、若シ甚ダシク件數ガ多  
ク胡麻化シテ居ルト云フヤウナ事實ガアリ  
マシタナラバ、相當ノ罰則規定デモ御設ケ  
ニナリマスカ、又只今ナサッテ居リマスモノ  
ガ度々サウ云フコトヲヤツテ居リマシタナ  
ラバ、貧鑛處理ニ從事セシメナイト云フヤ  
ウナ法規デモ御設ケニナリマシタナラバ、  
此ノ増產ノ目的ニ甚ダ協フノデハナイカト  
思ヒマスガ、之ニ付キマシテ政府委員ノ御  
意見ヲ伺ヒタイ

鑛網ト云フヤウナモノハ設立シナイ方針ノ  
ヤウニ申シマシタケレドモ、ソレハ一應ノ  
鑛石ヲ蒐集スル手段トシテ、只今大規模ニ  
考ヘテ居ラナイト云フ意味デアリマシテ、  
此ノ會社ガ自カラ製鍊所ヲ設ケマシテ、金  
ノ製鍊ヲ爲ス場合ニ於キマシテハ金鑛ヲ處  
理スル位デアリマスカラ、無論國營ニ準ズ  
ル經營振ヲ期待シテ居ルノデアリマス、國  
營ニ準ズル經營振ト申シマスト勿論其ノ中  
ニ技術ノ進歩、發達ヲ圖ルト云フコトノ外  
ニ、相當ナ模範的ニ公正ナ買鑛ヲスルト云  
フコトガ含マレテ居ルモノトシテ我々ハ今  
計畫ヲ致シテ居ルノデアリマス、御説ノヤ  
ウニ買鑛ニ際シテノ不公正ガ行ハレル、又  
テ承知致シテ居ル節モゴザイマス、仰セノ  
通リ浮遊選鑛ニ全部ヲ期待スル譯ニ行キマ  
セヌノデ、買鑛ノ際ニ於ケル品位ノ認定ト  
云フコトガナカヽムツカシイヤウニ承知  
シテ居リマス、唯之ガ爲ニハ成ルベク分析  
ヲ簡易ニシテ、早ク出來ルヤウニ各鑛山監  
督局ニ分析ノ設備ヲ出來ルダケ整備致シテ、  
分析ノ手數料等モ先般來値下ヲ致シタ譯デ  
アリマス、斯ウ云フ譯デアリマスカラ、只  
今大西サンノ仰シヤリマシタ買鑛ニ際シテ

ノ品位ノ公正ヲ期スルト云フコトヘ、此ノ會社ガ一ツノ任務トシテ考へテ居ル譯デゴザイマス、ソレカラ次ニ金鑛ト云フヤウナモノハ、品位ガナカ／＼分析ニ依シテモ果シテ公正ヲ期セラレルカト云フヤウナ心配モアリマスノデ、隨時鑛山局ノ検査官ノヤウナモノヲ置イテ、買鑛ノ検査ヲシテ色々ノ取締ヲシタラドウカト云フヤウナ御説デアリマシタガ、只今検査官ト云フヤウナ制度ハ作ツテ居リマセヌガ、鑛山局ニ於ケル專門ノ技術官ガ、適宜其ノ買鑛ニ際シテ取締ト申シマスカ、監督ヲスル仕組ニナッテ居リマス、唯是ガ從來ノ商工省ノ施設ニ於キマシテ極メテマア微小ト申シマスカ、小サイ組織デアリマシテ不十分デゴザイマス、今度斯ウ云フ會社ガ出來、又產金ヲ相當大規模ニ、而モ非常ナ「テンボ」デ實行シナケレシ只今ノ制度ヲ擴充シテ實行致シグイト考バナラスト云フ際ニ處シマシテハ、モウ少し居リマス、尙大キイ製鍊所ガ中小ノ金山カラ買フ所ノ買鑛條件ト云フモノガ、茲二三年來非常ニ改善セラレタ跡ヲ認メルノデアリマス、尙は茲ニ設立サレマスル會社トカ、或ハ商工省ノ鑛山局又ハ鑛山監督局等ノ職員竝ニ關係ノ者ガ一致シテ、其ノ

○大西虎之助君 御説明能ク分リマシテゴ  
ザイマスガ、ソレニ付キマシテ一ツ希望ヲ  
申上ゲテ置キタイト思ヒマスルノハ、今度  
此ノ振興株式會社ガ出來マシタ場合ニ、今  
ノ仰セノ通り、此ノ公正ナル金ノ買入ヲス  
ルニ役立タセル非常ニ是ハ重要ナ點ダト思  
ヒマスノデ、乾式製鍊所ヲ御置キニナルト  
思ヒマスガ、銅鑛トカ、鉛ノ關係デ内地ニ  
限定サレルコトハ是ハ已ムヲ得ナイト思ヒ  
マスガ、出來得マスナラバ、買鑛所ヲ澤山  
シテ、朝鮮ニ於ケル買入方ノ公正ト云フコ  
トノ一端ニ資シテ戴キタイ、斯ウ考ヘテ居  
リマス、尙監督制度ハ未ダ不十分デアルト  
云フ御話デアリマシタガ、私モ甚ダ同感デ  
アリマシテ、ドウカ今後一層此ノ點ニ御力  
ヲオ入レ下サイマシテ、ドウゾ此ノ増産目  
的ニ適フト云フコトヲ至急確立サレルヤウ  
ニ希望致シマス、尙考ヘテ見マスルト、現  
在ノ乾式製鍊所ヲ有シテ居リマスル大會社

スノデ、世上デハ餘リニ大會社ヲカバフノ  
デヘナイカ、斯ウ云フ聲モ鑛業界ノミナラ  
ズ其ノ他ニ於テモ、頻々トシテ聞キマスル  
ガ、是ハ一つノ僻見デモアリマセウシ、又  
嫉視ト云フ點モ含マレテ居ルモノト思ハレ  
マスルガ、現在ノ中小產金業者ハ常ニ其ノ  
大會社ガイツモ無理ヲシテ居ルノダ、斯ウ  
云フ觀念ヲ持ツテ居リマスノデ、若シ是ガ其  
ノ他ニ及ビマシタナラバ、社會上、思想上ニ  
影響スル點モ相當甚大デアラウト考ヘマス  
ノデ、何等カ其ノ點ヲ速カニ御考ヘ下サイ  
マシテ、斯様ナ事態ノ起キナイヤウニ、又  
產金ノ目的ニ適フヤウニ十分ニ御努力ヲ御  
願ヒ致シテ置キマス、尙最後ニ一つ御尋致  
シタイノデゴザイマスルガ、是ハ朝鮮ニ關  
係致シテ居リマスルノデ、朝鮮總督府ノ方  
カラ御答辯ヲ願ヒタイト存ジマスガ、現在  
朝鮮ニ於キマシテ、内地ノ乾式製鍊所ヲ有  
シテ居リマスル 大會社ガ、各地ニ買鑛所  
ヲ持ツテ居リマシテ、ソレガ買入ノ「パリ  
ティー」ヲ出シテ居リマスルガ、其ノ實收率ガ  
内地ノモノニ比シテ甚ダ高イモノデナイカ  
ト考ヘルノデアリマス、一例ヲ申シマスル  
ト、百萬分ノ七「グラム」ヲ有シテ居リマス

トノ計算ニナッテ居リマスルノガ、朝鮮デ  
ハ六十五「パー セント」ニナッテ居リマシテ、  
其ノ差ガ二十三「パー セント」、此「グラム」差  
ハ一・六「グラム」ニナッテ居リマシテ、之ヲ  
「グラム」當リ三圓五十八錢デ換算致シマス  
ト、五圓七十六錢ニナッテ居リマス、又百萬  
分ノ五十「グラム」ヲ取ッテ見マスルト、内地

居ルヤウニ考ヘルノデアリマス、是ハ固ヨリ民法上ノ自由契約デゴザイマシテ、總督府ノ監督權ガドノ程度ニ及ブカ存ジマセヌガ、朝鮮ノ產金ヲ助長スルト云フ意味合カラ何等カ礦業者ノ方ニ對シマシテ、適當ナ手段ガ御講ジニナレ得ルヤウナ大キナ根據ガオアリニナルノデゴザイマセウカ、ソレ

深甚ナ注意モ拂ヒマシテ、又先程内地ノ委員カラ仰シヤイマシタヤウニ必要アラバ、分析等ニ付キマシテモ直接監督スルト云フ所迄行ツテ完璧ヲ期シタイト思ツテ居リマス○大西虎之介君　只今ノ御答辯デ私ハ満足致シマシタガ、ドウカ速ニ此ノ方法ヲ強制サレルヤウニ御努力アラムコトヲ希望致シ

○政府委員(穂積眞六郎君) チヨット先程  
ノ御質問ニ關聯シテ御答ヲ致シマス、デ朝鮮  
デハ數年前迄鎮南浦ニ一箇所ノ製鍊所ガアリマシテ、隨分色々ナ點ニ付テノ非難ト云フモノモナイデハナカツタノデアリマシテ、只今ハ四箇所ニナツテ居リマシテ、モウ少し經チマスト六箇所ニナルノデゴザイマスカラ、今ノ所デハ先程申シマシタヤウニ買鑛所モ約十六位デヤッテ居リマスガ、却テ其ノ鑛石ノ品質ト云フコトノ競争ガアリマス爲ニ、只今デハ餘り賣手ノ方ノ小言モ大シテ聞カナイノデアリマス、却テ買手ノ方ハドウシテモ少シ高クテモ買ハナクチヤナラヌト云フヤウナコトヲ申シテ居リマスガ、併シ是モ大規模ニヤッテ參リマシテ、兎ニ角石ヲ取扱ハナクチヤナラヌト思ヒマス、サウナリマスト、又今日トハ違ッタ事態モ生ズ

ルカト思ヒマス、其ノ點ハ先程申シマシタ  
通リ各方面カラ注意モ致シ、取締ヲ致シテ、  
事故ノ起ラナイヤウニナッテ行キタイト思ッ  
テ居リマス

○政府委員(木暮武太夫君) 先程來、大西  
委員カラノ御希望の御意見ニ對シマシテ、  
政府トシテ所見ヲ申上ゲテ置ク方ガ適當デ  
アラウト存ジマス、只今御話ノヤウニ今日  
ノ現狀ニ於キマシテ、大金鑛業者ノ、中小  
鑛業者カラ買鑛致シマス所ノ價格ト云フモ  
ノガ、動トモスルト今日ノ大鑛業者、而モ  
大信用ヲ持ツテ居リマスルモノノ一方的ノ  
意思ニ依ツテ片付ケラレル結果ト致シマス  
ト、不公正ニナル嫌ガアッテ、而シテ買鑛ノ  
不公正デアルト云フコトガ、多クノ中小金  
鑛業者ノ金山開發ニ對スル一大支障デ、我  
ガ國全體ト致シマシテモ、產金增加ニ對ス  
ル一大難關デアルト云フコトハ、昨日來度  
度申上ゲマシタ通リデアリマス、幸ニシテ  
本法案ノ成立ヲ見マシテ、日本產金振興株  
式會社ガ出來マシテ各所ニ製鍊所ヲ設ケマ  
ス、或ハ買鑛網ニ付キマシテモ檢討ヲシテ  
適切ナル方途ヲ講ジマシテ、サウシテ此ノ  
產金增加ニ對スル難關デアリマシタ所ノ中  
小鑛業者ノ苦痛ノ種デアタ賣鑛ノ不公正  
ト云フコトニ付キマシテハ、力ヲ努メテ是

正致シタイト云フ風ニ考ヘテ居ルノデアリ

マス、而シテ昨日モ、出淵委員カラモ種々

御質問ノアリマシタ六・大產金會社ニ對シマ  
シテ、或ハ探鑛獎勵金ヲ與ヘルトカ、或ハ  
ナコトハ、決シテ大キイ力ノアル產金業者  
ヲ保護スルト云フヤウナ意味ハ毛頭持ツテ

居リマセヌ、時局ノ進展ニ伴ヒマシテ國防  
經濟確立ノ上カラ、軍需資材ノ輸入力ヲ高  
メ、之ヲ確保スル必要上、爲替決濟資金ト  
シテノ金ノ重要性ガ益々加重致シマシタノデ、  
速カナル歩調ニ於テ金ノ增産ヲ圖ラナケレ  
バナラヌ、斯ウ云フ立場カラ見マスト、大

○委員長(伯爵副島道正君) 別ニ御質問ゴ  
ザイマセヌカ、アリマセヌケレバ、產金法  
案ニ付キマシテ、質問ハ是デ打切リマシテ、  
續イテ石油資源開發法案ニ付キマシテ、政  
府委員ノ説明ヲ求メマス

○政府委員(木暮武太夫君) 石油資源開發  
法案ノ提出ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、石油  
ガ產業上、並ニ國防上、極メテ重要ナル資  
源デアルコトハ皆様ヨク御了承ノ通リデア  
リマシテ、其ノ需給ヲ確保致シマスコトハ、  
タ點デゴザイマス、試掘ノ助成ニ付キマシ  
テハ、政府ハ今後一層力ヲ致ス方針デアリ  
マシテ、之ガ助成費ハ相當ノ金額ニ達スル  
見込デゴザイマスガ、試掘助成金ニ依ル試  
掘ノ結果ト致シマシテ、新タニ油田ノ開發  
ヲ見ルニ至リマシタ場合ニハ、其ノ油田カ  
ラ採油ヲ爲ス石油鑛業者ニ對シマシテ、一  
定ノ金額ヲ納付セシムルト云フコトハ、公  
正ノ觀念カラ言ヒマシテモ、將又財政上ノ  
負擔關係カラ申シマシテモ適當ト考ヘタノ  
デアリマス、第三ハ、近接又ハ隣接スル鑛區  
ニ於キマシテ、特ニ試掘ノ促進ヲ圖リ且又

製セシメテ、豫メ之ラ政府ニ届出デシムル

コトト致シタ點デゴザイマス、石油資源ノ  
開發ヲ促進致シマス爲ニハ、計畫的ニ試掘

ノ遂行ヲ圖ルコトガ、最モ有效適切ナル措  
置ト考ヘラレマスノデ、石油鑛業者ヲシテ  
居ル點モ、政府ノ御考ヘニナッテ居ル所モ全  
ク認識ハ同ジデゴザイマスノデ、ドウカ速  
カニ之ニ對シマシテ、適切ナル政府ノ考ヘ  
テ居ル方策ヲ執ラレムコトヲ再び希望シマ  
シテ、私ノ質問ハ終リマス

マス

○大西虎之介君 政府ヨリ詳細ナル御答辯

ヲ得マシテ甚ダ満足致シマス、私ノ考ヘテ  
居ル點モ、政府ノ御考ヘニナッテ居ル所モ全  
ク認識ハ同ジデゴザイマスノデ、ドウカ速  
カニ之ニ對シマシテ、適切ナル政府ノ考ヘ  
テ居ル方策ヲ執ラレムコトヲ再び希望シマ  
シテ、私ノ質問ハ終リマス

マス

○委員長(伯爵副島道正君) 別ニ御質問ゴ  
ザイマセヌカ、アリマセヌケレバ、產金法  
案ニ付キマシテ、質問ハ是デ打切リマシテ、  
續イテ石油資源開發法案ニ付キマシテ、政  
府委員ノ説明ヲ求メマス

マス

○政府委員(木暮武太夫君) 石油資源開發  
法案ノ提出ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、石油  
ガ產業上、並ニ國防上、極メテ重要ナル資  
源デアルコトハ皆様ヨク御了承ノ通リデア  
リマシテ、其ノ需給ヲ確保致シマスコトハ、  
タ點デゴザイマス、試掘ノ助成ニ付キマシ  
テハ、政府ハ今後一層力ヲ致ス方針デアリ  
マシテ、之ガ助成費ハ相當ノ金額ニ達スル  
見込デゴザイマスガ、試掘助成金ニ依ル試  
掘ノ結果ト致シマシテ、新タニ油田ノ開發  
ヲ見ルニ至リマシタ場合ニハ、其ノ油田カ  
ラ採油ヲ爲ス石油鑛業者ニ對シマシテ、一  
定ノ金額ヲ納付セシムルト云フコトハ、公  
正ノ觀念カラ言ヒマシテモ、將又財政上ノ  
負擔關係カラ申シマシテモ適當ト考ヘタノ  
デアリマス、第三ハ、近接又ハ隣接スル鑛區  
ニ於キマシテ、特ニ試掘ノ促進ヲ圖リ且又

マス

○大西虎之介君 政府ヨリ詳細ナル御答辯

ヲ得マシテ甚ダ満足致シマス、私ノ考ヘテ  
居ル點モ、政府ノ御考ヘニナッテ居ル所モ全  
ク認識ハ同ジデゴザイマスノデ、ドウカ速  
カニ之ニ對シマシテ、適切ナル政府ノ考ヘ  
テ居ル方策ヲ執ラレムコトヲ再び希望シマ  
シテ、私ノ質問ハ終リマス

マス

○委員長(伯爵副島道正君) 別ニ御質問ゴ  
ザイマセヌカ、アリマセヌケレバ、產金法  
案ニ付キマシテ、質問ハ是デ打切リマシテ、  
續イテ石油資源開發法案ニ付キマシテ、政  
府委員ノ説明ヲ求メマス

マス

○政府委員(木暮武太夫君) 石油資源開發  
法案ノ提出ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、石油  
ガ產業上、並ニ國防上、極メテ重要ナル資  
源デアルコトハ皆様ヨク御了承ノ通リデア  
リマシテ、其ノ需給ヲ確保致シマスコトハ、  
タ點デゴザイマス、試掘ノ助成ニ付キマシ  
テハ、政府ハ今後一層力ヲ致ス方針デアリ  
マシテ、之ガ助成費ハ相當ノ金額ニ達スル  
見込デゴザイマスガ、試掘助成金ニ依ル試  
掘ノ結果ト致シマシテ、新タニ油田ノ開發  
ヲ見ルニ至リマシタ場合ニハ、其ノ油田カ  
ラ採油ヲ爲ス石油鑛業者ニ對シマシテ、一  
定ノ金額ヲ納付セシムルト云フコトハ、公  
正ノ觀念カラ言ヒマシテモ、將又財政上ノ  
負擔關係カラ申シマシテモ適當ト考ヘタノ  
デアリマス、第三ハ、近接又ハ隣接スル鑛區  
ニ於キマシテ、特ニ試掘ノ促進ヲ圖リ且又

マス

○大西虎之介君 政府ヨリ詳細ナル御答辯

ヲ得マシテ甚ダ満足致シマス、私ノ考ヘテ  
居ル點モ、政府ノ御考ヘニナッテ居ル所モ全  
ク認識ハ同ジデゴザイマスノデ、ドウカ速  
カニ之ニ對シマシテ、適切ナル政府ノ考ヘ  
テ居ル方策ヲ執ラレムコトヲ再び希望シマ  
シテ、私ノ質問ハ終リマス

マス

講ズルコトト致シマシタ點デゴザイマス、即チ地質構造上、極メテ有望視セラレル地域デアリマシテモ、其ノ地域ガ敷鑛區ニ擴ガッテ居リマス場合ニハ、其ノ石油鑛業者ハ、往々他ノ鑛區ノ石油鑛業者ノ試掘スルノヲ待タウトル傾ガアツタリ、或ハ隣接スル鑛區ノ鑛區境ニ於テ採油ヲ爲スニ當リマシテハ、從來御互ニ競争掘ヲ致シマシテ濫掘ニ陥ル弊害ガアツタリ致シマスノデ、斯カル場合ニハ資源開發促進上、或ハ鑛利保護ノ見地カラ、關係石油鑛業者ヲシテ、相互ニ協議ヲ爲サシムルコトト致シタノデアリマス、第四ハ、政府ガ石油鑛業者ニ對シマシテ、試掘又ハ試掘ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得ルコトト致シマシタ點デゴザイマス、  
石油鑛業者中ニハ、有望ナ鑛區ニ付キ権利ヲ持ツテ居リナガラ、進ンデ試掘ヲ致サウトシナイヤウナ場合モ想像セラレマスノデ、斯様ナ場合ニ於キマシテハ、政府ガ試掘ヲ強制致シマスコトハ、計畫的ニ開発ヲ爲サントスル趣旨カラ見マシテ必要ナコトト考ヘタノデアリマス、第五ハ、政府ガ軍事上必要ナリト認ムル場合ニ於キマシテハ、石油鑛業者ニ對シマシテ採油ノ制限又ハ增加ニ關シテ、必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得ルコトト致シマシタ點デゴザイマス、開發

セラレマシタ油田カラ採取セラレマス石油ガ、航空機用「ガソリン」ノ原料又ハ高級機械油ノ原料等ニ適シテ居リマス爲ニ、軍需品トシテ極メテ重要性ヲ持ツ場合ニ於キマシテハ、一朝事有ル場合ニ備フル爲ニ採油ヲ制限致シマシテ、地下ニ之ヲ保有シ或ハ必要ニ應ジテ採油ノ増加ヲ圖ルコトモ、軍事上必要ノコト考ヘタノデアリマス、以上ハ本法案ノ要點デゴザイマス、是等ノ事項ハ本邦ニ於ケル石油資源ノ開發上、最モ緊要且適切ナル施設ト考ヘタノデアリマス、何卒御審議ノ上、御同意ヲ與ヘラレムコトヲ切望スル次第デゴザイマス

○委員長(伯爵副島道正君) 本案ニ付キマシテ質問ノアル方ハ、此ノ際願ヒマス  
○出淵勝次君 前回重要鑛物ニ關シマシテ資料ノ御提出ヲ御願ヒ致シマシタガ、軍事シテ質問ノアル方ハ、此ノ際願ヒマス  
○出淵勝次君 増産法ノ審議ニ當リマシテモ、大臣カラ親

シク申上げ、私カラ幾度モ御願ヒ申上げタモ宜シウゴザイマスガ、大差ハナイノデハリマシタナラ、速記ヲ止メテ御説明ヲ願ッテナイカト考ヘテ居リマス

○政府委員(木暮武太夫君) 番ニ重要鑛物シテ增産法ノ審議ニ當リマシテモ、大臣カラ親シク申上げ、私カラ幾度モ御願ヒ申上げタモ宜シウゴザイマスガ、大差ハナイノデハリマシタナラ、速記ヲ止メテ御説明ヲ願ッテナイカト考ヘテ居リマス

○委員長(伯爵副島道正君) ソレデハ速記速記ヲ止メルコトヲ政府委員ガ御希望ニナデモ開イテ御話ヲ願フナラ別デスガ、併シ

○委員長(伯爵副島道正君) 速記ヲ止メルコトヲ御希望デスカ……ソレデハ速記ヲ止メテ短時間デアリマス、如何ノモノデゴザト思ヒマスルガ、如何デゴザイマセウカ

○委員長(伯爵副島道正君) 速記ヲ止メルコトヲ御希望デスカ……ソレデハ速記ヲ止メテ

○委員長(伯爵副島道正君) 〔速記中止〕  
○委員長(伯爵副島道正君) ソレデハ速記ヲ始メテ……今日ハ政府委員ノ説明ダケニシテ置イタラト云フ委員ノ方々ノ御希望モゴザイマシタヤウナ譯デゴザイマシテ、是ニテ散會ヲ致スコトニ致シマシテ、月曜日ノ午前十時カラ開會致シタイト存ジマス、  
○委員長(伯爵副島道正君) 今日ハ是ニテ散會致シマス  
○委員長(伯爵副島道正君) 午前十一時十二分散會  
出席者左ノ如シ  
委員長 伯爵副島 道正君  
副委員長 男爵松田 正之君  
委員 侯爵四條 隆愛君  
子爵立花 種忠君  
子爵高橋 是賢君  
出淵 勝次君  
男爵杉溪 由言君  
遠藤 柳作君

政府委員

久恒 貞雄君  
松本勝太郎君  
平沼 亮三君  
大西虎之介君  
男爵水谷川忠麿君

陸軍政務次官 一宮房治郎君  
商工政務次官 木暮武太夫君  
商工省鑛山局長 小金 義照君  
燃料局長官 竹内 可吉君